埼医業Ⅱ第　６３７号
令和２年６月　５日

郡市・大学医師会長　殿
（医療保険担当理事　殿）

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　廣　澤　信　作）

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける自宅療養中の患者への医療機関における薬剤の配送方法に係る留意事項について

標記のことについて、日本医師会から別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、会員への周知方にご高配くださいますようお願い申し上げます。

なお、参考までに本通知を本会ホームページに掲載いたしましたので、ご活用下さい。

【参考】
ホームページアドレス　　http://www.saitama.med.or.jp/hoken/iryouhoken/index.html

担　当：業務Ⅱ課　藤崎
電　話：048-824-2611（代表）
ＦＡＸ：048-822-8515

埼玉八潮医師会 収受 2.6.-8 第384号

（地141）（健Ⅱ160）
令和２年６月４日

都道府県医師会
担当理事殿

日本医師会常任理事
釜萢敏
長島公之

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける自宅療養中の患者への医療機関における薬剤の配送方法に係る留意事項について

今般、厚生労働省医政局総務課より、各都道府県等衛生主管部（局）に対し、標記の事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

新型コロナウイルス感染症に係る電話や情報通信機器を用いた診療等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和２年３月２４日付け（地489・健Ⅱ337））等にて、時限的・特例的な対応であるとして貴会宛にご案内申し上げました。

本事務連絡は、電話や情報通信機器を用いた診療等において、医療機関から自宅療養中の患者等に対する薬剤の配送に係る留意事項について周知を依頼するものです。

特に、配送業者等を利用して薬剤を配送する場合に、感染防止の観点から、医療機関は患者本人と直接接触することのない方法で配送及び受け取りができる方法を活用し、その配送方法等を患者に伝えること、並びに、医療機関は患者が配送後速やかに薬剤を受け取ったかどうかを各種サービス等により確認することについてご留意頂ければと存じます。確認方法は、電話での確認のほか、レターパック（日本郵便株式会社）やネコポス（ヤマト運輸株式会社）などの配送方法により、追跡サービスを利用することでも可能です。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会等への周知につき、ご高配のほどお願い申し上げます。

事　務　連　絡
令和２年６月２日

公益社団法人日本医師会　御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける自宅療養中の患者への医療機関における薬剤の配送方法に係る留意事項について

標記について、別添のとおり、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）あて事務連絡を発出いたしましたので、御了知いただくとともに、貴会会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

（別添）

事　務　連　絡
令和２年６月２日

各　都道府県／保健所設置市／特別区　衛生主管部（局）　御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける自宅療養中の患者への医療機関における薬剤の配送に係る留意事項について

先般、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和２年４月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）により、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導等の取扱いについて示されたところです。この場合の医療機関における薬剤の配送に係る留意事項を下記のとおりまとめたので、貴管下の医療機関に周知していただくようお願いします。

記

自宅療養中の患者等に対する薬剤の配送（郵送を含む。以下同じ。）については、感染防止の観点から、医療機関は以下の事項に留意の上対応すること。

この際、医療機関は薬剤の品質の保持及び患者への確実な授与に係る責任を負うものであり、医師等は、電話や情報通信機器を利用した診察等の際に、薬剤の服用方法や保存方法等、薬剤の適正使用を確保するために必要な情報について患者に説明すること。

（１）　配送業者等を利用して薬剤を配送する場合

①　医療機関は当該患者に対し、次の事項を伝えること。

- 感染防止の観点から患者本人と直接接触することのない方法（以下「非対面の方法」という。）による配送を行うこと
- 薬剤の配送後すぐに受け取ること

・ 配送された薬剤の服用方法や数量・品質等について疑問等がある場合にはすぐに連絡すること

② 医療機関は、当該患者が配送後速やかに薬剤を受け取ったかどうかを、電話、配送状況の確認サービス等により確認すること。

③ 医療機関は、感染防止の観点から、非対面の方法により配送及び受け取りができる方法を活用すること。なお、配送物が郵便受け等※に入らない場合には非対面の方法による配送が困難となることから、梱包の寸法に留意すること。

※ 配送業者によっては、患者が指定場所配達による依頼等を行っている場合に、宅配ボックス等への配達が可能な場合がある。

（2） 医療機関自らが患者宅等へ薬剤を配送する場合又は家族等が当該医療機関で薬剤を受け取る場合

温度管理が必要な薬剤など非対面の方法による配送が困難な場合は、当該患者と事前に相談の上、医療機関が適切と考える方法により配送又は受渡しを行うこと。ただし、感染防止の観点から、自宅療養中の患者及び当該患者と濃厚接触の可能性のある者（家族等）には、特別な事情がない限り非対面の方法での受渡しを行うこと。

以上